

令和7年9月12日

## 〈お知らせ〉森林整備工事における月単位の週休2日制度の導入について

(島根県週休2日工事試行要領〔森林整備工事編〕の改定)

島根県農林水産部森林整備課  
森林基盤整備・防災対策室治山係

森林・林業・木材産業においては、就業者の確保・定着が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による作業現場における労働環境改善が求められていることから、治山事業による森林整備工事においては、令和2年度より試行要領に基づき週休2日工事を実施しているところです。この週休2日工事を引き続き実施していくにあたり、林野庁の取組が変更となったことから、以下のとおり要領を改定することとしましたので、お知らせします。

### ■適用

令和7年10月1日以降に起工する発注工事

### ■改定概要

○「月単位」の週休2日制度の導入

○補正係数の見直し（4週7休、4週6休の区分の廃止）

※発注方式は従来どおり受注者希望型とします。

補正係数		月単位 4週8休以上	通期 4週8休以上	通期 4週7休以上 4週8休未満	通期 4週6休以上 4週7休未満	補正なし	
現行	受注者希望型 (現場閉所)	-	労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.06	労務費 1.03 機械経費(賃料) 1.03 共通仮設費 1.03 現場管理費 1.04	労務費 1.01 機械経費(賃料) 1.01 共通仮設費 1.02 現場管理費 1.03	労務費 1.00 機械経費(賃料) 1.00 共通仮設費 1.00 現場管理費 1.00	
		← 現場閉所状況に応じて精算時に変更					
		R7.10.1 以降	受注者希望型 (現場閉所)	労務費 1.04 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費 1.03 現場管理費 1.05	労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費 1.02 現場管理費 1.03	-	労務費 1.00 機械経費(賃料) 1.00 共通仮設費 1.00 現場管理費 1.00
		← 現場閉所状況に応じて精算時に変更					

詳細は別紙をご確認ください。